

福岡市中央卸売市場 青果市場

## 関連事業者

### 募集要項

令和7年2月

福岡市中央卸売市場青果市場

## 一目次一

1	募集事項	2
2	使用料等	2
3	営業条件	3
4	施設使用許可の条件等	4
5	応募者の参加資格	5
6	応募方法・募集日程	5
7	審査及び決定	6
8	応募先・問い合わせ先	7

## 1 募集事項

福岡市中央卸売市場青果市場（ベジフルスタジアム）では、青果市場内の店舗で営業する関連事業者を募集します。

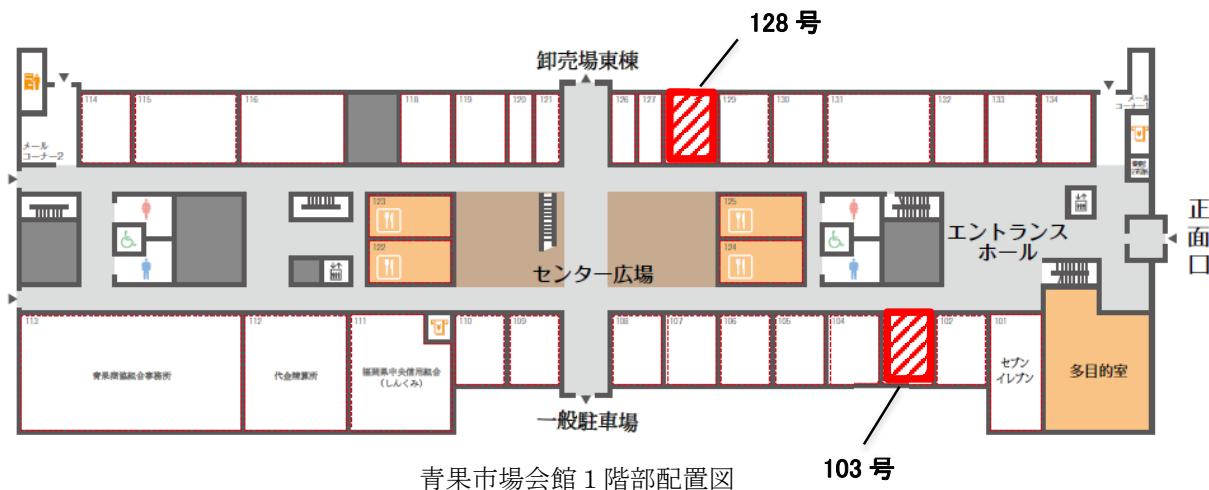
今回は、乾物や加工食品などの食料品や生活用品、梱包資材等の販売を営む事業者や、一般来場者や市場関係者に対し、質の高いサービスの提供が可能な事業者を募集します（**飲食店舗区画でないため、店舗内での飲食物の提供はできません。また、青果物の販売・集荷・配送の用に供することはできません。**）。

（1）所在地 ベジフルスタジアム（福岡市東区みなと香椎3丁目1番1号）内  
青果市場会館1階（3階建）

（2）募集区画 2区画（103号、128号）

（3）区画の広さ 127 m<sup>2</sup>（店舗 71 m<sup>2</sup>、積込所 56 m<sup>2</sup>）  
※募集区画の大きさは2区画とも同じです。

（4）募集区画位置



## 2 使用料等

（1）施設使用料

毎月、下表の施設使用料をお支払い頂きます。（消費税は別途加算）

施設	面積 (m <sup>2</sup> )	施設使用料 (月額、円、税抜)
店舗	71	59,640
積込所	56	26,320
合計	127	85,960

施設使用料の単価は、店舗部分が 840 円／(m<sup>2</sup>・月)、積込所部分が 470 円／(m<sup>2</sup>・月) です。

### (2) その他の費用

自店舗のほか、共用部分で使用する電気・上下水道等の費用をお支払い頂きます。

#### ア 開設者（福岡市）に支払う費用

- ①電気料金
- ②上下水道料金
- ③共用部分に係る電気代、上下水道代、再生水代（応分負担）
- ※別途使用する場合（別途申請が必要）
  - ④倉庫使用料
  - ⑤駐車場使用料
- イ 事業者が各自で支払う費用
  - ①塵芥処理料
  - ②ガス料金
  - ③その他自己の使用により生じた費用

※ 上記アの「④倉庫」「⑤駐車場」の空き状況については、「8 応募先・問い合わせ先」へご確認ください。

### (3) 保証金

施設使用料（月額）の6倍を保証金とし、施設の使用許可の通知を受けた日から起算して1ヶ月以内に預託して頂きます。

なお、事業者は、保証金を預託した後でなければ、営業を開始できませんので、ご注意ください。

※施設の使用にあたっては使用許可を受けた時点から使用料等（上記（1）及び（2））が発生します。店舗内の設備改修工事期間中も使用料等は必要となりますのでご注意ください。

## 3 営業条件

### (1) 営業日 原則、全ての開場日（休場日の営業も可能）

#### ※開場日

青果市場が開場する日のことです。基本的に月・火・木・金・土曜日（年末年始・祝日を除く）です。

### (2) 営業時間 原則、6時～正午（24時間営業など、左記を超える営業も可能）

### (3) その他

ア 事業者は、福岡市中央卸売市場業務条例、その他法令を遵守するとともに、他の青果市場関係者と協力して、青果市場の円滑な運営に協力することとします。

イ 青果市場会館内の関連事業者相互の協力により働きやすい環境づくりと市場活性化に寄与することを目的として、「関連事業者組合」を組織しています。本組合に関するこについては、関連事業者組合にお問い合わせください。

（電話未設置のため、「8 応募先・問い合わせ先」までご連絡ください。開場日（土曜日を除く）の10:00～13:30）

## 4 施設使用許可の条件等

### (1) 施設使用許可の条件

福岡市中央卸売市場業務条例、規則に基づき、関連事業者の施設使用を許可します。詳細は、同条例をご確認ください。

### (2) 施設使用許可の有効期間

施設使用許可の有効期間は5年以内で市長が定める期間とします（初回の有効期間は令和12年6月30日までです。）。

期間満了後、引き続き使用を希望する場合は、更新の申請が必要です。

### (3) 内装・設備の改修等

営業にあたって内装や設備の改修等が必要な場合は、事前に開設者の承認を得なければなりません。また、その費用は、すべて事業者の負担により行うこととします。

なお、青果市場会館棟は、不特定多数の方が利用するため、複合建築物（耐火建築物）として、建築基準法（避難安全検証法含む）、消防法の制限を受けます。事業者自らの責任と負担において関係法令を確認してください。

※募集区画によってはすでに設備が設置されている場合がありますが、現状有姿でのお引渡し、使用許可となります。

施設の確認を希望される場合は、「8 応募先・問い合わせ先」までご連絡ください。

### (4) 使用許可の取り消し等

使用許可条件に違反する行為があると認められる場合は、使用許可の取り消し、または使用的制限、停止その他の必要な措置を命じることがあります。なお、その取り消し等により事業者に損失が生じても、開設者はその損失を補償しません。また、事業者は一切の補償の請求は行うことができません。

### (5) 原状回復及び返還

事業者は、施設使用許可期間が満了したとき（更新を行う場合を除く）または使用許可を取り消されたときは、市長が指定する日までに使用区画を原状に復して返還しなければなりません。ただし、市長が特に承認した場合は、この限りではありません。

### (6) 損害賠償

ア 事業者は、その責に帰する理由により使用区画の全部または一部を滅失し、または損傷したときは、当該滅失または損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、原状に復した場合はこの限りではありません。

イ 事業者は、使用区画の使用にあたり、市場関係者または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

### (7) その他

ア 事業者は、青果市場の健全な運営を図るため、使用区画及び使用区画内の各種設備について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うこととします。

イ 事業者は使用区画の用途を変更し、または使用指定に基づく権利を第三者に譲渡、転

貸等ではありません。

## 5 応募者の参加資格

応募者は、次の条件を満たすものであることとします。

- (1) 市税に係る徴収金を滞納していないこと
- (2) 次の各号のいずれにも該当しないこと
  - ア 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
  - イ 申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
  - ウ 申請者が市場施設の使用許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
  - エ 申請者が業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。
  - オ 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等であるとき。
  - カ 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
  - キ 申請者がその業務活動について暴力団及び暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

## 6 応募方法・募集日程

### (1) 応募手続き

提出書類をすべて揃え、「8 応募先・問い合わせ先」まで持参もしくは郵送してください。

- ・提出された事業計画書を基にヒアリングをさせていただく場合があります。
- ・提出書類の返却はいたしません。
- ・提出書類作成にかかる諸費用は応募者の負担となります。

### (2) 応募申込書の受付期間

毎月1日～25日の9時から16時（休場日を除く）

### (3) 提出書類

応募に必要な書類は次のとおりとします。

下記の書類名の先頭に（様式）があるものについては、所定の様式で提出してください。

（ただし、事業計画書は、所定様式のほか必要に応じて資料の添付可。）

また、（様式）誓約書兼同意書及び（様式）申立書は自署してください。

### ◆法人の場合

- ① （様式）応募申込書（法人用）
- ② （様式）事業計画書
- ③ 法人の登記事項証明書（全部事項証明）
- ④ 定款（写し可、原本証明不要）

- ⑤ 貸借対照表
- ⑥ (様式) 役員の名簿
- ⑦ 代表者及び役員の身分証明書（本籍地で取得）
 

※外国籍である場合は、身分証明書の取得が困難であるため、(様式) 申立書を提出してください。
- ⑧ 代表者及び役員の履歴書
- ⑨ (様式) 誓約書兼同意書
- ⑩ その他開設者が必要と認めるもの

◆個人の場合

- ① (様式) 応募申込書（個人用）
- ② (様式) 事業計画書
- ③ 身分証明書（本籍地で取得）
 

※外国籍である場合は、身分証明書の取得が困難であるため、(様式) 申立書を提出してください。
- ④ (様式) 資産調書
- ⑤ 履歴書
- ⑥ 住民票の写し
- ⑦ (様式) 従業員の名簿
- ⑧ (様式) 誓約書兼同意書
- ⑨ その他開設者が必要と認めるもの

(4) 募集要項等に関する質問の提出

募集要項等に記載された内容に関する質問を次に示す要領で提出してください。これ以外による質問の提出は無効とします。

提出方法	「様式：募集要項等に関する質問書」に必要事項を記入のうえ、持参、郵送または電子メールにて提出してください。 電子メールの場合は、ファイルを添付のうえ、メールのタイトルに「福岡市青果市場関連事業者募集要項等に関する質問」と明記し、メール送付後は電話にて受信確認を行ってください。
質問提出期間	毎月 1 ~ 15 日 15 時まで
提出先	本募集要項「8 応募先・問い合わせ先」に記載のとおり

(5) 募集要項等に関する質問への回答

募集要項等に関して提出された質問に対する回答は、全ての質問を取りまとめて回答するものとし、個別に回答は行いません。

回答にあたっては、質問者の特殊な技術やノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、毎月 20 日頃を目途に本市のホームページに掲載し、本募集要項の一部とみなします。

## 7 審査及び決定

(1) 審査方法

- ①提出書類を基に、「5 応募者の参加資格」を満たしているか確認します。

②参加資格を満たすと判断された事業者の販売品目や店舗の運営方法等を確認のうえ、市場機能の充実を図る観点からベジフルスタジアム活性化委員会の意見を聴取し、決定いたします。

その際、ベジフルスタジアム活性化委員会に財務状況等を開示することはありません。

#### (2) 結果通知

審査結果については、申込の翌々月の初日（休場日である場合は翌開場日）に応募者に対し、郵送で通知します。

※関連事業者に決定された事業者は、審査結果の通知があった日から2週間以内に施設使用許可申請書を開設者へ提出してください。

#### (3) その他

審査結果に関する質問・異議等については、一切応じません。

本募集に関しては、福岡市情報公開条例および同条例施行規則等に従って処理します。

### 8 応募先・問い合わせ先

福岡市中央卸売市場青果市場（開場日を除く9時から16時まで）

担当：河野（募集に關すること）

中戸（施設使用許可、使用料に關すること）

住所：福岡市東区みなと香椎3丁目1-1-201

電話：092-683-5323

FAX：092-683-5328

E-mail：[seika.AFFB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:seika.AFFB@city.fukuoka.lg.jp)